

第13回 四日市市健康危機管理対策本部員会議（結果）

令和2年4月8日（水）午後4時00分から
6階 本部員会議室

1 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有について

【健康福祉部】

○新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

（三重県HP参照）

- ・本市でも条例に基づいた対策本部に移行する。
- ・三重県では4月7日に会議を開催し、知事が指示事項を示している。
- ・四日市市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画について、現在は県内発生早期の段階である。

2 今後の対応について

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた本市の対応について

- ・四日市市主催行事の中止等の期間を5月6日まで延長する。
- ・屋内50人という専門家会議の基準の記載は行わないが、運用にあたっては配慮していくこととする。

○市内スポーツ施設の休館等について

- ・5月1日に予定していた新総合体育館のオープンを当面の間、延期する。
- ・市外からの流入による感染拡大を防止するため、屋外を含めたスポーツ施設を4月13日から5月6日の間、臨時休館とする。
- ・あさけプラザ体育館、三浜文化会館体育館についても同様とする。

○市内公園における対応について

- ・ゆめくじら及び南部丘陵公園に、感染予防のための仮設手洗場の設置を行う。

○寄贈を受けるマスクの配布等について

- ・前回報告した12,000枚の寄贈が11,040枚（レギュラーサイズ9,600枚、小さめサイズ1,440枚）に変更となった。贈呈式は4月10日。
- ・レギュラーサイズは9,600枚に上下水道局所有分3,000枚を加えて健康福祉部へ配分し、高齢者や障害者の通所サービス施設210事業所へ配布する。
- ・小さめサイズ1,440枚は教育委員会へ配分し、マスク入手困難家庭の低学年児童への対応用とする。
- ・上下水道局所有のマスク1,000枚を危機管理室で保管し、外部からの会議参加者がマスクを保有していない場合に対応できるようにする。（本庁・総合会館での会議を想定）

- ・職員への配布については、着用を義務付ける場合に検討を行う。
- 地区市民センターだよりによる啓発について
- ・緊急事態宣言が発出された7都府県及び愛知県などの感染拡大がみられる地域への出張や訪問等の自粛をお願いする。
- 4月10日以降の図書館・博物館の対応について
- ・利用者間の間隔を確保するため、図書館の閲覧座席等を半分程度に減らす。
 - ・博物館の利用について、密集を避けるため入場制限を行う。
- 東京事務所の業務体制について
- ・緊急事態宣言に伴い一時的に勤務体制を縮小し、2名出勤、2名在宅勤務による交代勤務とする。
- 新型コロナウイルス感染症に関する職員の休暇等の対応について
- ・職員本人が感染した場合の休暇を、有給の特別休暇とする見直しや時差出勤勤務に関する要綱を制定し、掲示板で周知を行う。
 - ・職員本人の感染が疑われる場合の取り扱いなど、判断に迷う場合は人事課へ相談すること。
- 屋外喫煙室の利用について
- ・3密を避けるため最大3人程度の利用とし、施設への張り紙と庁内掲示板で周知を行う。
- 職員食堂の対応について
- ・総合会館や市立病院の職員食堂においても、感染リスクを減らすための工夫が必要である。
 - ・利用時間の分散や会話を行わない啓発など、対応について担当部局が検討を行うこととする。
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費について
- ・今月末に見込まれている国会での補正予算成立を受けて、本市においては緊急議会などを要請して対応していく方針であるため、各部局において情報収集を行い、速やかに補正予算が行えるようにすること。

3. その他

- 新型コロナウイルス感染者が亡くなった場合の火葬について
- ・感染者が亡くなった場合に必要な納体袋は調達可能な状況である。

- ・濃厚接触者の参列はできないが、一般の葬儀と分けて時間外に火葬を行うことで収骨は可能になる。

○議会代表者会議について

- ・4月13日（月）午前9時から議会代表者会議が開催される。危機管理監ほか関係部局が出席し、新型コロナウイルス関連の状況報告を行う。

○市民に向けた市長メッセージについて

- ・市長メッセージを発信し、緊急事態宣言が発出された地域への移動の自粛などを要請する。